

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年12月定例会議、第3日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

日程第1 議案第55号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当の支給率及び住居手当の上限額を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、議案第55号の表紙を御覧ください。

議案第55号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今般の条例改正の概要について、御説明申しあげます。恐れ入りますが、議案の最後に添付しております資料、給与改定についてを御覧ください。

人事院は、8月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与改定を勧告し、政府においては勧告どおり給与改定を行うことを10月11日に閣議決定しております。

なお、資料には記載がございませんが、11月15日に給与法の改正法が成立したところでございます。

本年の給与勧告のポイントでございますが、一つ目は、初任給及び若年層の俸給月額の引き上げ、二つ目は勤勉手当の支給月数の引き上げ、三つ目は住居手当の支給対象の見直しと手当額の上限の引き上げとなっております。

当町におきましては、国家公務員の給与水準を踏まえて、町職員の給与水準を確保することを基本に、これまでも人事院勧告と同様の給与改定を行っており、本年の給与勧告においても、均衡の原則から人事院勧告と同様の給与改定を行いたいため、関係条例の一部改正案を提案するものでございます。

本町における給与改定の内容でございますが、まず資料の（１）給料表、①一般職給料表でございます。３０歳代半ばまでの職員が在職する号給について改定するものでございます。

表に記載のとおり、１級から５級までの給料月額を最小で２００円、最大で２千円引き上げるものでございます。

次に②現業職員給料表でございます。一般職給料表との均衡を基本に改定を行うものでございます。なお、現業職員給料表につきましては、条例事項ではないため、一般職給料表の条例改正後に関係規則を改正する予定となっております。

資料の裏面を御覧ください。住居手当につきましては、国家公務員の公務員宿舍使用料の上昇などを踏まえた制度変更としまして、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を４千円引き上げるとともに、手当の上限を１千円引き上げるものでございます。

次に、期末勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましては、勤勉手当を年０．０５月分引き上げるものでございます。

なお、本年につきましては、６月期を支給済のため、１２月期を０．０５月分引き上げることといたしますが、令和２年度以降は、６月期、１２月期にそれぞれ０．０２５月分を均等に配分することとしております。

給与改定の実施時期につきましては、月例給については、平成３１年４月１日からの遡及適用となります。ボーナスについては、令和元年１２月分からの適用を予定しております。

なお、住居手当につきましては、次年度からの実施となります。

それでは条例案の１ページにお戻りください。

開成町条例第 号開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第１条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは今年度分の改正でございます。

第１条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条例第３条第１項の「給料表」を「一般職給料表」に改めるものでございます。これはこの後の議案第５６号で御審議をお願いいたしますが、会計年度任用職員給料表の新設を予定しておりますことから、給料表の名称を明確にするための改正でございます。

次に、条例第１７条の改正でございますが、恐れ入りますが、改正箇所は次ページになります。第２項第１号中、勤勉手当の支給月数を定めております部分について、１００分の９２．５を、１００分の９７．５に改めるものでございます。

２ページから５ページにかけて、別表第１の改正でございます。一般職給料表を記載のとおり改めるものでございます。

条例案の５ページの下段を御覧ください。第２条の改正になります。

第2条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは次年度以降分、来年4月以降に適用される部分の改正でございます。

第2条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

大変申しわけございませんが、ここで1点議案の修正をお願いいたします。この改正前、改正後ともに、住居手当の条番号が第8条の2となっておりますが、第8条の3が正しい条番号でございますので、第8条の3に修正をお願いいたします。大変申しわけございません。

改めまして、ただいまの修正による第8条の3の改正でございます。住居手当の支給対象となる家賃の下限を1万2千円から1万6千円に引き上げること、借家に係る住居手当の上限額を2万7千円から2万8千円に引き上げることに伴う所要の改正でございます。

なお、国家公務員の給与表と同様の規定とするため、「掲げる額」を「定める額」とする文言の整理をあわせて行っております。

第17条の改正になります。6ページから7ページになります。改正箇所が7ページになります。第3条で7ページになります。先ほど、資料のほうでも説明いたしました。令和2年度以降は、先ほどを改正しました勤勉手当を支給月数を6月、12月に均等に配分するというようにしてございます。第1条の改正によって、100分の97.5としたものを改めて100分の95、こちらは6月も、12月も100分の95になるということでございます。

条例案の7ページの中段、今度は第3条でございます。第3条は、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第3条、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第4条の表において定めております給料月額を1千円から2千円引き上げるものでございます。なお、現時点におきまして、本給料表の適用を受ける職員はおりませんことを申し添えます。

附則でございます。第1項は、この条例の規定のうち第1条及び第3条は公布の日から、第2条は令和2年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

第2項は月例給について、平成31年4月1日から、勤勉手当について12月期ボーナスの基準日であります令和元年12月1日から、それぞれ適用する旨を定めるものでございます。

第3項は、第1項による施行、第2項による遡及適用を行った場合に、これまで支給された給与が改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、湯川議員。

○4番（湯川洋治）

4番、湯川でございます。先ほど、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、該当者はいないということなのですが、どうい
う方を対象としているか、ちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、湯川議員の御質問にお答えいたします。現在、このような方はおりま
せんと申しあげましたが、過去には南部地区土地区画整理事業等で、県のOBを特
定任期付き職員として採用、雇用したというような実績がございます。特命プロジ
ェクト等において、専門的な知識や経験をお持ちの方は仮にお招きする場合に、こ
ういった方、この給料表を適用する方がいらっしゃるかもしれない。そういうもの
でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。直接、ちょっと関係ないかもしれないのですが、ちょっと参考
に教えていただきたいのですが、勤勉手当がこの第17条の中に見てきますと、勤
務成績に応じてというふうになっておりますが、この勤務成績に応じてというのは、
大体一般の、今回30歳前後のところを上げていくということなのですが、開成町、
私もいろいろとかかわらせていただく中で、すごく一生懸命働いている方もたくさ
んいる中で、勤勉手当のところでは評価がある程度弾力されるのかなというふうには
思うのですが、それどの程度、弾力性があるものなのでしょうか。もし教えていた
だければと思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、武井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議員のほうで30代とおっしゃっていらっしゃったのは、基本給、給
料月額が30代半ばまで改定されるということでありまして、勤勉手当につきまし
ては、原則一律同じ、例えば、休職があったような職員はまた変わってまいります
が、基本的には同じになっております。現在、能力評価、業績評価というものを開
成町でも導入しております。ただ、これを実際にまだ反映するところまでは至って

おりません。この管理職につきましては、一部、過去には業績評価、能力評価によって、勤勉手当の成績率を5%程度増減させるという事は行ってはおりますが、全ての職員において今、適用してるということではありません。これは今、組合とも継続協議中でございます。この協議がまとまり次第、よく頑張った職員には手厚くというようなことも可能になってくると考えております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第55号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。